

新潟市内で屋外広告物の許可申請をされる皆さまへ

令和3年10月1日から 新潟市の屋外広告物許可申請手数料が変わりました

令和3年3月23日に新潟市屋外広告物条例を一部改正し、
令和3年10月1日から新しい許可申請手数料で算定しています。
ご理解をお願いします。

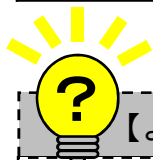
下線が改正した部分

区分	許可 期間	改正前 手数料	
		単位	金額
はり紙	2ヶ月	1枚	5円
はり札等	3ヶ月	1枚	100円
立看板等		1個	300円
広告幕		1個	400円
広告旗			400円
電柱類広告	3年	1個	400円
野立広告板	3年	広告板の表示面積が 1平方メートル以内 のもの	600円
野立広告塔		広告板の表示面積が 1平方メートルを超え 3平方メートル以内 のもの	1,000円
屋上広告		広告板の表示面積が 3平方メートルを超え 5平方メートル以内 のもの	1,400円
壁面広告		広告板の表示面積が 5平方メートルを超え 10平方メートル以内 のもの	2,300円
突出広告 懸垂幕 アーチ広告 つり下げ広告		広告板の表示面積が 10平方メートルを 超えるもの	2,300円に 10平方メートルを 超える面積の5平方 メートルまでごとに 1,000円を加算し た額
アドバルーン	3ヶ月	1個	1,400円



改正後 手数料	
単位	金額
100枚までごとに	<u>400円</u>
100枚までごとに	<u>400円</u>
<u>1個</u>	<u>400円</u>
1個	400円
1個	400円
広告板の表示面積が 5平方メートルまで ごとに	<u>1,400円</u>
1個	1,400円

※許可期間に変更はありません



【よくあるお問合せ】1つの敷地内に複数の屋外広告物がある場合の手数料の算定方法は？

屋外広告物1基ごとに手数料を算定し、合算して計算します。(今までと変更ありません)

計算例：7㎡の壁面広告1基と11㎡の壁面広告1基と3㎡の野立広告板がある場合

壁面広告7㎡(2,800円) + 壁面広告11㎡(4,200円) + 野立広告板3㎡(1,400円)

= 合計8,400円

＜条例改正に関するお問合わせ先＞

新潟市 都市政策部 まちづくり推進課 都心まちづくりチーム

電話 025-226-2707 FAX 025-229-5150

メール machisui@city.niigata.lg.jp